

社会福祉法人仁愛会 評議員・理事等 役員報酬及び旅費規定

(目的)

第1条この規定は、社会福祉法人仁愛会(以下「法人」という。)の役員等の報酬及び旅費について定めるものである。

(定義)

第2条本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費を支払う。

(役員の業務報酬等)

第4条理事長が、法人及び事業所(法人が設置運営する事業所をいう。)(以下「法人及び事業所」という。)の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び旅費を支払う。

2理事が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び旅費を支払う。

(監事の報酬等)

第5条監事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費を支払う。

2監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び旅費を支払う。

(苦情処理第三者委員の勤務報酬等)

第6条苦情処理第三者委員が、法人の事業所に係る苦情解決の業務に従事したときは、別表2により報酬及び旅費を支払う。

(出張旅費)

第7条役員が法人及び事業所の運営業務のため、又は苦情処理第三者委員が苦情対応の業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

2旅費等は出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(重複支給の防止)

第8条法人及び事業所の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第9条本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

ア リ ッ

この規定は、平成26年4月1日より施行する。

別表1
別表1(第3条。第5条関係)

名称	報酬	旅費
理事会・評議員会	日額 2,000円以内	実費額。ただし、自家用車の場合は1Kmにつき30円

別表2(第4条・第5条・第6条関係)

名称	報酬	旅費
理事長	日額 5,000円以内	実費額。ただし、自家用車の場合は1Kmにつき30円
理事・評議員	日額2,000円以内	
監事	日額3,000円以内	
苦情処理		
第三者委員	日額3,000円以内	

別表3(第7条関係)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	1泊15,000円	日額8,000円	実費額